

# 第 1 章

## 教育委員会の活動状況

教育委員会の開催状況、規則等の制定、計画の策定状況、教育委員会委員の活動状況、平成21年度予算の状況、教育関係者の表彰など、平成21年度に教育委員会が行った活動について整理しています。

## 1 教育委員会の開催状況

歌志内市教育委員会は、5名の歌志内市教育委員が教育行政の基本方針の決定、教育に関する規則の制定など、様々な議題について審議しています。

また、年に1回、教育委員が教育施設を訪問する現地視察を行い、各施設の管理運営状況を把握し、現状や課題について調査しています。

期 日	付 議 案 件 等
21.4.22	(議事) ・ 統合小学校校名等検討委員会設置要領(案)について 外3件 (その他) ・ 小・中学校入学式での国旗・国歌の実施状況について 1件
21.5.25	(議事) ・ 歌志内市社会教育委員の委嘱について 外5件 (その他) ・ 統合小学校校名等検討委員会設立について 1件
21.6.22	(議事) ・ 歌志内市教育委員会と札幌方面赤歌警察署との連携に関する協定について 外6件 (その他) ・ 第2回統合小学校校名等検討委員会の報告について 外3件
21.7.27	(議事) ・ 教育費補正予算について 外2件 (その他) ・ 統合小学校校名等検討委員会の報告について 外2件
21.8.7 (臨時)	(議事) ・ 統合小学校校名等検討委員会の答申について 外2件
21.8.24	(報告) ・ 平成22年度北海道公立学校長採用候補者の選考について 1件 (議事) ・ 歌志内市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 外3件 (その他) ・ 統合小学校校名等検討委員会の報告について 外3件
21.9.24	(議事) ・ 学校廃止及び設置届について 外2件 (その他) ・ 給食センターに泥棒 外3件
21.10.21	(議事) ・ 委員長退任に伴う選挙について 外4件 (その他) ・ 北海道都市教育長会定期(秋季)総会について 外3件

21.11.16	(議事) ・教育委員会の活動状況に関する点検・評価に係る知見の活用について 外3件  (その他) ・補正予算について 外2件
21.12.3 (臨時)	(議事) ・歌志内市学校評議員設置要綱の制定について 外2件
21.12.25	(議事) ・平成22年度教育費予算について 外2件 (その他) ・1月の行事予定について 1件
22.1.25	(議事) ・教育施設の視察日程について 1件 (その他) ・教科用図書採択地区の変更に係る同意について 外3件
22.2.17	(議事) ・教育施設の視察について 外11件 (その他) ・卒業式等への出席について 外3件
22.3.26	(報告) ・市長賞及びスポーツ奨励賞について 1件 (議事) ・歌志内市立学校に入学する学齢児童及び生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について 外11件 (その他) ・教職員辞令交付式について 外3件

## 2 規則等の制定、計画の策定状況

平成21年度制定された教育委員会規則の数は4件です。また、年度末に平成22年度教育行政執行方針を策定しました。

なお、規則及び規程の制定、計画等の策定状況は次のとおりです。(新旧対照表P7～P11)

### (1) 教育関係規則

番号	題 名	公布年月日	施行年月日
(22年) 1	歌志内市立学校に入学する学令児童及び生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則	22.3.26	22.4.1
2	歌志内市遠距離通学費の補助に関する規則の一部を改正する規則	22.3.26	22.4.1
3	歌志内市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	22.3.26	22.4.1
4	歌志内市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則	22.3.26	22.4.1

### 3 教育委員会委員の活動状況

教育委員会委員は、月1回の定例会や入学式、卒業式などの学校行事へ出席するなどの活動を行っています。

#### 主な活動状況

日付	活動内容	委員名
4月 2日	教職員辞令交付式	生駒委員長、相河委員
6日	歌志内小学校入学式 西小学校入学式 歌志内中学校入学式	斉藤委員 生駒委員長 幕田委員
8日	歌志内幼稚園入園式	相河委員
15日	平成 21 年度空知管内市町教育委員会連絡協議会総会役員会及び総会出席(岩見沢市)	生駒委員長
5月 29日	第3回臨時市議会	生駒委員長
6月 9日～11日	第2回定例市議会	生駒委員長
7月 9日	第40回北海道市町村教育委員研修会出席	生駒委員長、幕田委員、 相河委員
28日	第4回臨時市議会	生駒委員長
9月 2日～3日	平成 21 年度北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会(稚内市)	生駒委員長 斉藤委員、 相河委員
9月 15日～17日	第3回定例市議会	生駒委員長
11月 6日	第5回臨時市議会	幕田委員長
30日	第6回臨時市議会	幕田委員長
12月 15日～16日	第4回定例市議会	幕田委員長
2月 10日	第1回臨時市議会	幕田委員長
3月 9日～19日 12日 16日 19日 19日	第1回定例市議会 歌志内中学校卒業式 歌志内幼稚園卒園式 歌志内小学校卒業式 西小学校卒業式	幕田委員長 伊達委員 高澤委員 斉藤委員 幕田委員長

### 4 平成 21 年度予算の状況

#### (1) 教育費予算編成

平成 21 年度予算編成に当たっては、昨年に引き続き、市の「歌志内市財政健全化計画」のもと、かなり厳しい予算編成となりました。しかし、学校予算については、子どもたちに直接関わることでありますので、各学校からの要望を見極めながら、必要なものは、強く要求し、予算編成を行いました。また、社会教育予算については、施設の管理運営の見直しにより、経費を最小限に抑えつつ、施設の老朽化による改修等の予算を確保し、予算編成を行っています。

(2) 補正予算

主なものは、学校教育関係の歳出では、小学校統合に伴う校章・校旗の作製、学校備品等の移設、西小学校からの遊具移設等の施設改修、駐車場整備等の外構改修や中学校体育館の屋根改修などにかかる増額補正とスクールバス購入や小・中学校における教育用、教師用コンピューター、理科備品購入等の増額補正を行っております。

また、社会教育関係では、郷土館の立体映像再生機整備と児童館補助指導員に係る賃金を補正しております。

さらに、国の補正である「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」に関連し、歌志内中学校の給排水管改修、黒板改修、児童センターの屋根改修、公民館玄関自動ドア改修、市民体育館給水管改修工事が追加補正されております。なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した費用については、全額、繰越明許費として、平成22年度に繰り越され事業が行われることになりました。この他、経費節減等による減額補正が各科目で行われました。

歳入では、「学校情報通信技術環境整備事業」及び「理科教育設備整備」に係る補助金の増額。また、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」にかかる増額補正が行われております。この「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」については、スクールバスの購入や小・中学校情報通信技術環境整備事業に充当され、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」については、中学校、市民体育館、児童館、公民館の改修事業に係る費用に充当されました。

教育費決算の内訳(項、目別決算)			※決算審査特別委員会審査中		
項	目	決算額	項	目	決算額
教育総務費	教育委員会費	2,515,760	保健体育費	保健総務費	4,511,290
	事務局費	2,531,252		社会体育総務費	384,000
	奨学費	3,157,482		体育施設費	7,336,810
	奨学金貸付費	0		学校給食費	36,709,360
	義務教育振興費	238,190	青少年対策費	青少年対策費	1,537,955
小学校費	学校管理費	100,016,789		児童厚生施設費	7,991,929
	教育振興費	5,494,806		学童保育費	1,798,168
中学校費	学校管理費	41,520,464			
	教育振興費	6,198,277			
	外国青年招致事業費	4,019,609			
幼稚園費	幼稚園費	4,018,126			
社会教育費	社会教育総務費	315,849			
	社会教育行事費	150,220			
	図書館費	2,981,152			
	公民館費	18,792,155			
	郷土館費	9,120,408			
	旧空知炭鉱倶楽部費	237,336			
			計		261,577,387

5 教育関係者の表彰

ア 歌志内市長賞スポーツ賞

長沢 祐(滝川高校2年)

第62回全道高校スキー大会男子回転優勝

イ 歌志内市長賞文化賞

木本 楓(砂川高校3年)

第33回全国高等学校総合文化祭三重大会特別賞

ウ 歌志内市スポーツ奨励賞

東所 賢吾(歌志内中学校1年)

第30回北海道ロードレース準優勝

## 6 内申事務等の状況

### ア 教職員の発令内申

各種上申(内申)の状況			
			(単位:人)
区分	特別支援学級担当教員	補助教職員臨時的任用	学校職員表彰昇給内申
小学校	3	3	0
中学校	1	0	0
合計	4	3	0

## 7 各種委員会の開催状況

各委員会の概況			
名称	委員数	会議開催数	審議事項
社会教育委員会	9	1	平成22年度社会教育事業につて
公民館運営審議会委員会	9	1	平成22年度公民館事業について
図書館協議会委員会	9	1	平成22年度図書館事業について
体育指導委員会	9	1	平成21年度体育指導委員事業について
青少年問題協議会	15	1	青少年の非行防止・健全育成について

※定例補導員連絡会議は記入していません。

## 歌志内市立学校に入学する学令児童及び生徒の学校指定に関する規則の一部改正に関する資料

現 行	改 正										
別表第1号（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌志内小学校</td> <td>歌志内市字上歌、東光、本町、歌神全番地</td> </tr> <tr> <td>西小学校</td> <td>歌志内市字神威、中村、文珠全番地</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	歌志内小学校	歌志内市字上歌、東光、本町、歌神全番地	西小学校	歌志内市字神威、中村、文珠全番地	別表第1号（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌志内小学校</td> <td>歌志内市全区域</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	通学区域	歌志内小学校	歌志内市全区域
学校名	通学区域										
歌志内小学校	歌志内市字上歌、東光、本町、歌神全番地										
西小学校	歌志内市字神威、中村、文珠全番地										
学 校 名	通学区域										
歌志内小学校	歌志内市全区域										

## 歌志内市遠距離通学費の補助に関する規則の一部改正に関する資料

現 行	改 正
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、歌志内市立<u>小学校、中学校</u>に通学する<u>児童、生徒</u>の遠距離通学費を補助することに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 遠距離通学費の補助対象は、当該学校長の認定によるものとするが、<u>児童にあっては小学校第3学年以下で、通学距離が片道2キロメートル以上、生徒にあっては、片道3キロメートル以上の者とし、いずれも通学のため旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車を利用するものに限るものとする。</u></p> <p>(補助の対象外)</p> <p>第3条 要保護及び準要保護世帯に認定されている世帯に属する<u>児童・生徒</u>で、通学費の交付対象となる期間、並びに次の各号に掲げるものについては、遠距離通学費補助の対象外とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する<u>児童・生徒</u></p> <p>(2) 特別支援教育就学奨励費補助金受給<u>児童・生徒</u></p> <p>(3) 市外から区域外就学をしている<u>児童・生徒</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 遠距離通学費補助金の額は、一般乗合自動車の定期運賃で、<u>児童にあっては10分の5、生徒にあっては10分の10とする。ただし、定期運賃に土・日・祝日及び学校長期休業中(夏休み、冬休み等)の期間、また、生徒で、自転車通学を認められた期間が含まれる場合は、その含まれる日数分を減額する。なお、準要保護世帯に属する児童については、全額を交付する。</u></p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第5条 遠距離通学費補助金の交付を受けようとするときは、<u>児童・生徒</u>の保護者が遠距離通学費補助金交付申請書(別記第1号様式)を在学する学校長を経て教育委員会に提出するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、歌志内市立<u>中学校</u>に通学する<u>生徒</u>の遠距離通学費を補助することに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 遠距離通学費の補助対象は、当該学校長の認定によるものとするが、片道3キロメートル以上の者とし、いずれも通学のため旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車を利用するものに限るものとする。</p> <p>(補助の対象外)</p> <p>第3条 要保護及び準要保護世帯に認定されている世帯に属する<u>生徒</u>で、通学費の交付対象となる期間、並びに次の各号に掲げるものについては、遠距離通学費補助の対象外とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する<u>生徒</u></p> <p>(2) 特別支援教育就学奨励費補助金受給<u>生徒</u></p> <p>(3) 市外から区域外就学をしている<u>生徒</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 遠距離通学費補助金の額は、一般乗合自動車の定期運賃の10分の10とする。ただし、定期運賃に土・日・祝日及び学校長期休業中(夏休み、冬休み等)の期間、また、生徒で、自転車通学を認められた期間が含まれる場合は、その含まれる日数分を減額する。</p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第5条 遠距離通学費補助金の交付を受けようとするときは、<u>生徒</u>の保護者が遠距離通学費補助金交付申請書(別記第1号様式)を在学する学校長を経て教育委員会に提出するものとする。</p>



現 行	改 正																								
<p>別記第1号様式 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">遠距離通学費補助金交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">児童</td> <td rowspan="3" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生徒</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p> <p>別記第2号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">遠距離通学費補助金不要届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">児童</td> <td rowspan="3" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生徒</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	(中略)		児童		氏名	生徒	(中略)		児童		氏名	生徒	<p>別記第1号様式 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">遠距離通学費補助金交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">生徒</td> <td rowspan="3" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生徒</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p> <p>別記第2号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">遠距離通学費補助金不要届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">生徒</td> <td rowspan="3" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生徒</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	(中略)		生徒		氏名	生徒	(中略)		生徒		氏名	生徒
(中略)																									
児童																									
氏名																									
生徒																									
(中略)																									
児童																									
氏名																									
生徒																									
(中略)																									
生徒																									
氏名																									
生徒																									
(中略)																									
生徒																									
氏名																									
生徒																									

## 歌志内市公民館条例施行規則の一部改正に関する資料

現 行	改 正
<p>(事業)</p> <p>第2条 <u>歌志内市公民館・分館</u>（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業を行う。</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 公民館の休館日は、<u>12月30日から1月4日まで</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 <u>歌志内市公民館</u>（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業を行う。</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 公民館の休館日は、<u>毎週日曜日及び12月30日から1月4日まで</u>とする。</p> <p>2 略</p>

## 歌志内市民体育館条例施行規則の一部改正に関する資料

現 行	改 正
<p>(開館時間、休館日及び開放時間)</p> <p>第2条 歌志内市民体育館(以下「体育館」という。)の開館時間、休館日及び開放時間は、次のとおりとする。ただし教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前10時から午後8時30分まで</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(開館時間、休館日及び開放時間)</p> <p>第2条 歌志内市民体育館(以下「体育館」という。)の開館時間、休館日及び開放時間は、次のとおりとする。ただし教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前10時から午後9時まで</p> <p>(2)及び(3) 略</p>